

国 地 総 政 第 7 号
令和 8 年 6 月 2 4 日

各都道府県知事 殿

国土地理院長
(公印省略)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」による測量法の改正について（通知）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 8 年法律第 27 号。以下「第 16 次地方分権一括法」という。）が令和 8 年 6 月 3 日に公布され、測量法（昭和 24 年法律第 188 号。以下「法」という。）の一部が改正されたところです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をお願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

第一 改正事項

一 基本測量の実施等に関する公示方法の見直し

- 1 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、その地域、期間その他必要な事項を公示しなければならないものとされたこと（法第 14 条第 1 項関係）。
- 2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終わったときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならないものとされたこと（法第 14 条第 2 項関係）。
- 3 これに伴い、基本測量の実施前及び実施後における関係都道府県知事への通知並びに当該通知を受けた都道府県知事による公示に関する規定が削除されたこと。

二 公共測量の実施手続の見直し

- 1 国土地理院の長は、測量計画機関から公共測量に係る計画書の提出を受けたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならないものとされたこと（法第 36 条第 2 項関係）。
- 2 前記 1 の技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならないものとされたこと（法第 36 条の 2 第 1 項関係）。
- 3 測量計画機関は、公共測量の実施を終わったときは、その旨を国土地理院の長に

通知しなければならないものとされたこと（法第 36 条の 2 第 2 項関係）。

- 4 国土地理院の長は、前記 2 及び 3 の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならないものとされたこと（法第 36 条の 2 第 3 項関係）。

三 国土地理院が実施する公共測量に関する規定の整備

- 1 国土地理院が実施する公共測量については、法第 33 条、第 35 条から第 36 条の 2 まで並びに第 37 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しないものとされたこと（法第 38 条第 1 項関係）。
- 2 この場合における公共測量の実施等については、法第 14 条の規定を準用するものとされたこと（法第 38 条第 2 項関係）。

四 その他

公共測量に準用する基本測量に関する規定について、所要の規定の整備が行われたこと（法第 39 条関係）。

第二 施行日

令和 8 年 12 月 3 日（第 16 次地方分権一括法附則第 1 条第 3 号関係）

第三 留意事項

- 1 基本測量に係る関係都道府県知事への通知及び都道府県知事による公示は、施行日以後不要となることから、関係する内部事務手順、周知文書その他の運用については、適切に見直しを行われたいこと。
- 2 公共測量を実施する地方公共団体その他の測量計画機関においては、法第 36 条第 2 項の規定により、国土地理院の長の技術的助言を受けた後でなければ公共測量を実施することができないことに留意されたいこと。
- 3 公共測量の実施前及び実施後には、法第 36 条の 2 の規定に基づき、国土地理院の長への通知が必要となることから、実施計画の策定、事業着手及び完了報告に係る事務処理体制をあらかじめ整備されたいこと。
- 4 改正法施行前に着手した公共測量については、施行後における第 36 条及び第 36 条の 2 の適用関係は、原則として改正後の規定に基づく手続によるものとして取り扱うこと。
- 5 都道府県知事におかれては、貴都道府県内の市区町村その他関係機関に対しても、本改正の趣旨及び内容について周知されたいこと。

改正後	現行
（実施の公示） 第十四条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、その地域、期間その他必要な事項を公示しなければならない。 2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終わつたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。 （削る） （計画書についての助言） 第三十六条 （略） 2 国土地理院の長は、前項の規定による求めがあつたときは、技術的助言を行うものとし、測量計画機関は、当該技術的助言を受けた後でなければ、公共測量を実施してはならない。 （実施の公示） 第三十六条の二 前条第二項の規定による技術的助言を受けた測量計画機関は、その実施しようとする公共測量の地域、期間その他必要な事項を国土地理院の長に通知しなければならない。	（実施の公示） 第十四条 国土地理院の長は、基本測量を実施しようとするときは、あらかじめその地域、期間その他必要な事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。 2 国土地理院の長は、基本測量の実施を終つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。 （計画書についての助言） 第三十六条 （略） （新設） （新設）

2 測量計画機関は、公共測量の実施が終わつたときは、その旨を国土地理院の長に通知しなければならない。

3 国土地理院の長は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、これを公示しなければならない。

(国土地理院が実施する公共測量)

第三十八条 第三十三条、第三十五条から第三十六条の二まで並びに前条第三項及び第四項の規定は、国土地理院が実施する公共測量については、適用しない。

2 第十四条の規定は、国土地理院が実施する公共測量について準用する。

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九条 第十五条から第二十六条までの規定は、公共測量について準用する。この場合において、第十五条から第十八条まで、第二十一条第一項及び第二十三条中「国土地理院の長」とあり、並びに第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二条及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第二十四条第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と

(国土地理院が実施する公共測量)

第三十八条 第三十三条、第三十五条、第三十六条並びに前条第三項及び第四項の規定は、国土地理院が実施する公共測量については、適用しない。

(新設)

(基本測量に関する規定の準用)

第三十九条 第十四条から第二十六条までの規定は、公共測量に準用する。この場合において、第十四条から第十八条まで、第二十一条第一項及び第二十三条中「国土地理院の長」とあり、並びに第十九条及び第二十条中「政府」とあるのは「測量計画機関」と、第二十一条第三項並びに第二十四条第一項及び第二項中「国土地理院の長」とあるのは「当該永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と、第二十二条及び第二十六条中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において測量標を設置した測量計画機関」と、第二十二条中「得ないで、」とあるのは「得ないで、当該」と、第二十四条第三項中「国土地理院の長」とあるのは「公共測量において永久標識又は一時標識を設置した測量計画機関」と

関」と、第二十五条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第六十条 第二十一条第二項(第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十四条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)及び第五十五条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項(第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。次項において同じ。)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2
(略)

、第二十五条中「国土地理院の長は、」とあるのは「公共測量において仮設標識を設置した測量計画機関は、当該」と、第二十六条中「基本測量以外の測量」とあるのは「測量」と、「得て、」とあるのは「得て、当該」と読み替えるものとする。

(事務の区分)

第六十条 第十四条第三項(第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十一条第二項(第二十三条第二項及び第三十九条において準用する場合を含む。)、第二十四条第二項(第三十九条において準用する場合を含む。)及び第五十五条の十二第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務並びに第二十一条第三項(第三十九条において、測量計画機関が国である公共測量に準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。次項において同じ。)が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

2
(略)